

令和8年4月15日

神奈川県内を業務区域とする各指定確認検査機関 代表者様

神奈川県建築行政電子化推進作業部会

建築基準法に基づく確認審査報告書等の電子化及び  
軽微な変更・各種変更届出の報告について（通知）

日頃から建築行政の円滑な推進について、ご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度、神奈川県建築行政連絡協議会総合行政部会の作業部会である「神奈川県建築行政電子化推進作業部会」（以下、「作業部会」という。）では、確認審査報告書等の電子化について検討を進めてまいりました。

この度、別紙のとおり確認審査報告書等の電子化に係る県内統一の運用ルールを策定したことから、令和8年度から運用を開始いたしますのでお知らせいたします。

また、この検討に伴い、軽微な変更・各種変更届出の報告についても県内統一の運用ルールをとりまとめたため、あわせて通知いたします。

神奈川県建築行政電子化推進作業部会 事務担当  
藤沢市 計画建築部 建築指導課  
担当者 本多 植木 海野 濱田 渡邊 大崎  
電話 0466-50-3539  
メールアドレス fj-kentiku@city.fujisawa.lg.jp

## 確認審査報告書等の電子化及び 軽微な変更・各種変更届出の報告について

### はじめに

各指定確認検査機関におかれましては、建築確認申請の電子化が進む一方で、確認審査報告書等の報告業務については、電子申請された申請図書を報告のために紙に印刷し、各特定行政庁に郵送するといった非効率的な業務が発生しているケースがあるものと認識しております。

このような非効率な業務を少しでも解消するため、作業部会では、審査報告書等の電子化をメインとした、以下の県内統一運用ルールを策定いたしました。

各指定確認検査機関におかれましては、この運用ルールに基づき、確認審査報告書等の電子化の推進にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

- (1) 通知・報告配信システム運用ルール
- (2) Box 運用ルール
- (3) 軽微な変更・各種変更届出の報告運用ルール

### 1 通知・報告配信システム運用ルールの県内統一ルールについて

現在ご利用いただいている「通知・報告配信システム運用ルール」は、これまで神奈川県建築行政連絡協議会による正式な位置付けがなされていなかったことや、後述の県内統一の軽微な変更・各種変更届出の報告運用ルールに伴い、変更が生じることなどから、県内統一ルールとして内容の見直しを行いました。

ICBA の通知・報告配信システムを利用される指定確認検査機関におかれましては、今後この運用ルールに基づき報告をお願いいたします。詳細は「通知・報告配信システム運用ルール【別紙 1】」をご参照ください。

なお、令和 8 年 4 月 1 日時点で ICBA の通知・報告配信システムにて報告いただける行政庁は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市、大和市となっております。現在ご利用されていない指定確認検査機関で、利用を開始される場合は各行政庁に別途連絡をお願いいたします。

## 2 クラウドサービス (Box<sup>※</sup>) を活用した確認審査報告書等の電子報告について

※Box : Box 社が提供する法人向けに特化したクラウドストレージサービス

ICBA システムを導入されていない指定確認検査機関におかれましても、クラウドサービス (Box) を利用して確認審査報告書等の電子報告を行えるよう、「Box 運用ルール」を策定いたしました。クラウドサービス (Box) による電子報告により、以下のような利点がありますので、是非ご活用ください。

### 【クラウドサービス (Box) の利用による利点】

- ・初期導入コストがかからない
- ・郵送等の廃止による事務作業・コスト削減
- ・電子送付によるリードタイムの縮小
- ・クラウドサービス (Box) によるチャット機能により、原則電話連絡が不要

### (1) クラウドサービス (Box) を利用するにあたってのお願い及び開始方法

- ① 報告については、「Box 運用ルール【別紙 2-1】」及び「Box 操作マニュアル【別紙 2-2】」に基づき行ってください。
- ② 利用を開始するには、クラウドサービス (Box) のアカウントが必要となりますので事前に登録いただき、「アカウントリスト (指定確認検査機関名) 【別紙 2-3】」に登録いただいたアカウントを記載し、次項の特定行政庁まで送付していただきますようお願いいたします。(アカウントのグレードは無償版で利用可能です。)

### (2) 令和 8 年 4 月 1 日時点で運用を開始する特定行政庁

藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市

※今後、運用する特定行政庁が増える場合は、当該特定行政庁から別途ご連絡させていただきます。

### (3) 運用開始日 令和 8 年 4 月 1 日 (水)

### (4) クラウドサービス (Box) で提出できる書類

確認審査報告書等 (確認審査引受報告書、建築工事届、建築主変更届等を含む)  
詳細は「Box運用ルール【別紙2-1】」を参照ください。

## **(5) 提出方法**

クラウドサービス（Box）を利用した専用のURLよりファイルをアップロードしてください。アップロード方法などは「Box操作マニュアル【別紙2-2】」をご参照ください。

※URLは、アカウントを登録いただいた指定確認検査機関へ別途ご案内いたします。

## **(6) 報告書等に係る指摘の連絡**

クラウドサービス（Box）へ登録された場合は、報告書等に係る指摘等の連絡は、原則としてクラウドサービス（Box）のチャット機能を活用して行います。

## **3 軽微な変更・各種変更届出の報告運用ルールについて**

審査報告書等の電子化に係る運用ルールの策定に伴い、行政・指定確認検査機関双方の事務処理等を少しでも削減するため、軽微な変更の報告等を、中間検査や完了検査時等の法で定められたタイミング以外では一律提出不要とするなど、県内統一ルールを策定いたしました。各指定確認検査機関におかれましては、今後、この運用ルールに基づき報告をお願いいたします。

なお、この運用ルールは引き続き郵送で報告を行う場合にも適用されるものですのでよろしくをお願いいたします。

詳細は「軽微な変更・各種変更届出の報告運用ルール【別紙3】」をご参照ください。

※軽微な変更の内容について判断に迷われた場合は、別途ご相談ください。

### **<添付資料>**

- ・通知・報告配信システム運用ルール【別紙1】
- ・Box 運用ルール【別紙2-1】
- ・Box 操作マニュアル【別紙2-2】
- ・アカウントリスト（指定確認検査機関名）【別紙2-3】
- ・軽微な変更・各種変更届出の報告運用ルール【別紙3】

以上